

令和5年余市町議会第3回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午前11時43分

○招 集 年 月 日

令和5年9月14日（木曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和5年9月19日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
余市町議会副議長 3番 岸本好且
余市町議会議員 1番 山本正行
" 2番 尾森加奈恵
" 4番 佐藤剛司
" 5番 内海富美子
" 6番 庄巖龍
" 7番 中井寿夫
" 8番 川内谷幸恵
" 9番 土屋美奈子
" 10番 伊藤正明
" 11番 茅根英昭
" 13番 ジャストミートあたる
" 14番 大物翔
" 15番 白川栄美子
" 16番 寺田進

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 渡 邊 郁 尚
総 務 部 長 高 橋 伸 明
総 務 課 長 越 智 英 章
財 政 課 長 高 田 幸 樹
税 務 課 長 庄 木 淳 一
民 生 部 長 篠 原 道 憲
福 祉 課 長 大 平 直 規
子育て・健康推進課長 中 島 紀 孝
保 険 課 長 小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長 大 森 直 也
総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長 奈 良 論
商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 成 田 文 明
まちづくり計画課長 北 島 貴 光
下 水 道 課 長 樋 口 正 人
水 道 課 長 紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長 須 貝 達 哉
農 業 委 員 会 事 務 局 長 濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長 内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長 中 島 豊
選挙管理委員会事務局長
（併）監査委員事務局長 石 川 智 子

○欠 席 議 員 （0名）

(循環型経済)の推進を求める要望
意見書

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 細 川 雄 哉
書 記 山 内 千 洋

第13 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議 事 日 程

- 第 1 一般質問
議長の諸般報告
- 第 2 議案第 3号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第 4号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 5号 余市町下水道事業の設置等に関する条例案
- 第 5 議案第 6号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 7号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 8 認定第 1号 令和4年度余市町水道事業会計決算認定について
- 第 9 意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書
- 第10 意見案第2号 ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める要望意見書
- 第11 意見案第3号 下水サーベイランス事業の実施を求める要望意見書
- 第12 意見案第4号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー

○議長(藤野博三君) ただいまから令和5年余市町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(藤野博三君) 日程第1、15日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位9番、議席番号9番、土屋議員の発言を許します。

○9番(土屋美奈子君) 令和5年余市町議会第3回定例会におきまして、通告いたしました一般質問1件について質問いたします。答弁のほどよろしくお願いいたします。

件名、自治体DXについて。スマートフォンの普及により情報通信技術は急激に進化をし、インターネットを使った情報収集やコミュニケーションのみならず、生活の中全てにおいてデジタル技術は必要不可欠なものとなっております。一方で、行政の分野でのデジタル化、オンライン化の遅れが指摘され、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによって顕著になったところです。本町も令和4年12月に余市町自治体DXに関する全体方針を策定し、計画を進めているところですが、この各取組事項について進捗状況をお伺いいたします。

自治体情報システムの標準化、共通化。

行政手続のオンライン化。

AI、RPAの活用による業務改善の推進。

情報セキュリティ対策の徹底。

マイナンバーカードの普及促進。
テレワークの推進。
文書の電子化の推進及び電子決裁の導入。
デジタルディバイド対策。

以上、よろしくお願いをいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁します。

余市町自治体DXに関する基本方針、取組事項の進捗状況ですが、自治体情報システムの標準化、共通化については国の定める標準準拠システムへの移行の目標時期である令和7年度末までに移行を完了するように準備を進めているところです。

行政手続のオンライン化については、ライン総合窓口として住民票の写し、印鑑証明発行、諸税及び公課に関する証明、水道閉栓の5業務について申請手続のオンライン化を実施し、またその他業務については住民の利便性向上と事務作業の効率化を目指し、適宜オンライン化を推進していきます。

AI、RPAの活用による業務改善の推進については、生成AIの業務活用の可能性について検討していきます。

情報セキュリティ対策の徹底については、国が定める地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに準じた運用を行っており、今後も最新のサイバーセキュリティ技術の動向を踏まえ、対策を徹底していきます。

マイナンバーカードの普及促進については、マイナンバーカードの認証機能を利用したびったりサービスを活用した行政サービスを推進していきます。

テレワークの推進については、コロナ禍を中心にテレワークを行ったところです。

文書の電子化の推進及び電子決裁の導入については、本年4月から電子決裁システムを導入しています。

デジタルディバイド対策については、自治体D

Xに関する取組について誰も残さないとの観点を踏まえ、国が実施する講師派遣事業等の利用も視野に入れながらデジタルディバイドの解消に向け検討していきます。

○9番（土屋美奈子君） 再質問をさせていただきます。

ざっくりと答弁をいただきました。まだ始まったばかりのDXというか、デジタルトランスフォーメーションですけれども、いろいろ調べますとこの自治体も結構苦勞しているというか、なかなか思うように進んでいないように聞こえています。調べた感じでもそういうふうにとれます。それで、今回質問させていただきました。昨年の令和4年の12月に計画をつくって進めてきたわけですけれども、今現在ここまで進めてきて、本町として何か課題として見えてきたものなんかがあるのかどうなのか、そこら辺についてまずお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきます。

自治体DXに関しては、コロナで進んだ側面もありますが、まだまだ私の見ている感じでは全国的に進んでいないというような印象であります。余市町においても電子決裁の導入などを行って、行政のDX化はしていますけれども、やはりまだ紙の決裁文書もたくさん回ってきますし、その辺の省力化とスピーディーな電子化にはまだまだ課題があるというふうに思っています。その一つとして、私も電子決裁で見るとはすけれども、あんまり工数が削減できないというか、まあまあ手間はかかるわけなので、だとしたらそもそも電子化の意味ないよねというような話になりますし、その辺のスピーディーなDXといえますか、システムの改善とかも求められるでしょうし、内部に関してはそういう状況ですし、あとはラインを活用した総合窓口、10月ぐらいから運用開始するというふうな、さきにも答弁しましたが、徐々にです

けれども、ゆっくりですけれども、進んでいっているというような印象はあります。ただ、すごいスピードでというわけではないというのが私の印象です。

○9番（土屋美奈子君） 何となくゆっくりと進んでいるのかなという気がします。今の町長の答弁を聞いていて、これを進めていくのはまず人の認識、そこの改革がまずすごく大切なところかなと思います。これだけの大きな改革というのか、変革というのか、在り方が変わるようなものというのはすごく難しいのではないのかなと思っています。ただ、それを今後やっていかなければいけないし、先ほど答弁にあった令和7年度、国のクラウドですか、そちらのほうへ移っていくような形に持っていくのだとしたら、そこまでは何とか間に合わせていかなければいけないのかなと思うのだけれども、庁舎全体で意識の共有というものを図っていかなければいけないのだろうというふうに思います。

まず、お聞きをしたいと思うのが目指すところですか。どういった社会というのか、この先というのか、目指しておられるのか。もし本町にDXが必要であればやらないのだろうけれども、これからの高齢化社会、手法としてはたくさんの課題を解決できる一つの大きなというのか、主軸になっていくのかなというくらいの手段なのだろうというふうに思っています。だから、そこのトップの考え方をちゃんと伝えることとか、そういった面とかがあるかなと思いますので、まず目指すところというところちょっと聞いておきたいというふうに思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

デジタル化なのですけれども、要は手段が目的化してはいけないわけであって、きちんと住民生活の利便性を高めることがDXの目的なわけです。諸外国の例見てもほぼ、割と大多数の手続が

スマホ一台で完結するようになっていきますし、例えば入国管理とかも、そういうのを含めて事前に行ってから出発するという事例とかも多いですし、行政系の手続全部スマホで完結するということが利便性の向上につながっているということです。我が国の状況を見ると、まだそこまでの自治体も含めて状態には至ってなくて、様々なシステムが整備されていないというのは、一つ大きな課題としてあるのでしょうかけれども、目指すべき方向性としてはやはりDXによって住民の利便性を向上するというところは基本究極的なところだというふうに思っています。

○9番（土屋美奈子君） まさにそうだと思います。手段であって目的ではないということです。これを使っていろいろなことをこれからできるようになるかもしれないのだけれども、まず庁舎内にしっかりと考えを伝えていただきたいのと概念整理というのか、余市町としての考え方というものをできれば紙でというのか、文字でというのか、あったほうがいいのかというふうに思います。うちの町のDXの全体方針なのですけれども、国と整合性が合うようにつくられておるのでしょうかけれども、これも私は横文字があまり得意ではないのですが、そういう人ってすごくたくさんいるのです。ただ、自治体DXと書いて、それに日本語も少しつけてあげればいいと。本町の解釈をつければいいのかと私は少し思ったりするのです。だから、デジタル変革と括弧つけて書くとか、本町のデジタルDX、デジタル変革についてというような感じで、全てにおいてちょっと注釈をつけてやると一回一回あれ、これ何だっけ、AIって何だっけ、そういう細かな分からないところを調べなくても、ちょっとあると理解がすごく早まるような気が私はするのです、苦手なほうだから。だから、そういったものも考えていただきたいというふうに思います。

それと、何のためにというお話がございました。

住民の福祉のためでございまして、もう一つはやっぱり職員がどう考えるのかというのが、自分たちが働きやすい環境をつくっていくというふうに捉えていただけるかどうかということなのです。ここを手段として使っていこうとするときに大分仕事が楽になるのかなというふうに思いますけれども、ここもぜひとも意識づけというか、概念として進めていただきたいなというふうに思います。そこはいいです。

外部人材のサポートについてお伺いしたいと思います。外部人材のサポートは本年度はどういう状況ですか。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

外部人材に関しては、国の予算を使ってC I O補佐官を今年度もお願いしているというところであるのと、あとは先ほども答弁しましたがけれども、国のほうで自治体D Xの、総務省予算ですけれども、派遣事業というのがあるので、その予算を活用して講師の人に来てもらって、職員向けの講義をするというようなことやっています。

○9番（土屋美奈子君） どういう方を外部人材、サポートとして、今お手伝いいただいているのかなというのがちょっと分からなかったのだけれども、いろいろな事例を見ると、この力というのはすごく効き目があるというか、全体図のマネジメントができるくらいのある方だと本当に進んでいくのです。お聞きをしたかったのは、今現在どういったサポートをしていたらいいのかということと、もう一つは本町で今必要な部分というのはどこかという、洗い出しというか、弱いところ、そこはしっかり洗い出したほうがいいのではないのかなと、そこに向かって探したほうがいいのではないのかなと私は思うのですけれども、ここについての見解をお聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

外部人材の具体的な活用事例については、昨年度からC I O補佐官はお願いしているわけですがけれども、昨年度は職員研修ですとか優先取組事項の選定などの洗い出しをやっていただきまして、今年度から別の方をお願いしていますけれども、大手広告代理店でずっとデジタルをやってこられた方ですけれども、その方には、公式ラインを活用した総合窓口を今整備していますけれども、どういうふうにやるのが一番効果的かというのを見てもらっているのと、あとは講師派遣に関しては、大手通信会社の方に来てもらう予定ですがけれども、その方、各大学だとか自治体とかで職員のD X意識をどう向上するかというのが専門なので、職員の意識、具体的にどう進めていくのがD Xの推進につながるのかというような話を聞きつつ、実際の現場で運用ベースでどのように運用していくのが一番効果的かという、この両輪でやっているというような状況です。

○9番（土屋美奈子君） 何となく分かりました。ラインも今やってもらっているのですよね。10月の運用開始に向けて着々準備を進めているという感じですか。分かりました。

それでは、マイナンバーは聞くこともないのだけれども、マイナンバー、今国のほうが頓挫しているのかなというふうに私は見ていて、この間情報漏えいが大分出たので、ちょっとうまくいっていないのかなと思って、これは本町では今どうこう使うというような計画なんていうのはないのだろうかというふうに思っているのですけれども、これは本町の普及状況なんていうのは分かりませんか。ちょっと数は1問目で通告しなかったもので、分からなければいいです。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

マイナンバーカードについての本町の普及率に関しては、人口に対する保有枚数が66.7%ということです。マイナンバーカード機能を活用したサ

ービスに関しては、町の取組というより国の取組でやっていますけれども、その利便性が上がることがマイナンバーカードの保持の促進につながるのではないのかなというふうに思っています。昨今いろいろな問題が出てきていますけれども、報道ベースでしか、私中身は詳しくは分からないのですけれども、ヒューマンエラーの側面も結構あるのではないのかなというふうに思っていますので、本町としてはそういうヒューマンエラーはなくすことを努めるとともに、もちろんDXの推進によって手間が増えることがあったら本末転倒だから、そういうことのないように取組を進めていければいいなというふうに思っています。

○9番（土屋美奈子君） 分かりました。マイナンバーに関しては本当に手間が増えたことのほうが末端自治体では多かったのかなというふうに思っています。これからどうなるかちょっと分かりませんが、改善されていくのかなというふうに思っています。思った以上に普及率が上がってなかったのかな、まだ66%なのだなというふうに思いました。

そうしたら、テレワークちょっと聞いてみようか。テレワーク推進はコロナ禍でやったという答弁が先ほどございましたけれども、この環境というのはもう整ったということなのでしょう。テレワーク、自宅で庁舎内にいるのと同じような環境で働けるような準備というのはできているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

テレワークに関してはマイクロソフトのチームスというソフトを入れていまして、それだとインターネット回線を利用して、書類へのアクセスとか、もちろんメール受信や文書の作成などどこにいてもできますし、例えば子育て中の職員がテレワークで勤務したという事例もありますし、あと私自身結構離れていることが、いろいろ出ている

ことが多いのですけれども、出先でもスマホで仕事ができたりしますので、その辺は割とシステムをうまく活用してテレワークはできているのではないのかなというふうに思います。

○9番（土屋美奈子君） 分かりました。今チームスという話が出たので、質問しようというふうに考えていなかったのですけれども、今マイクロソフトの新しいサービスがそろそろ日本にやってくるのかなと思います。基盤はチームスだとかワードだとかエクセルだとか、うちの自治体、ほとんどマイクロソフトを使っているから、今答弁を聞いて、基盤ができていないのかなというふうに思いました。チームス使うと、今度新しいサービスが始まると、それで会議をすると議事録作ってくださいと入力すると、議事録1分か2分でできてしまって、そして会議の内容の要点は何でしたかと打つと要点まとめてくれて、皆さん合意したものはどれとどれですかというふうに入れると、ほんの数秒というか、1分くらいで会議の内容、1時間、2時間の内容ができてしまうというものが、今まだ日本に入ってきていませんけれども、来そうです。世界ですごく話題になっているコパイロットというものです。あれをもし使うとしたら、うちの役場でも相当の職員の時間の削減になるのだろうというふうに思います。これをするのだとしたら、クラウドは必要かなというふうに私は思っています。自宅で仕事をする環境として、自宅にいてもいろいろなものにアクセスしていけるというふうな環境が整うともっとテレワークというのが、テレワークのみならず、町長はよく遠くにおられると、入っていない会議でもクラウド上で要点を全てチームスで会議をしていった場合確認がすごく簡単になってくるという未来も今間近に来ていると思うのです。だから、その基盤というものがもうあるということですね。職員も役場になくても、今タブレット持っているのか、どういいう機器を持っているのか分からないけれども、

それ一台持っていったらどこにいても参加をしていけるような体制ができて、インターネットにつながればということでもよろしいでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

チームスに関しては、基本的にはそういう認識で構いません。もちろんPCなくてもスマホ一台あればどこへ行っても仕事ができるという体制です。あとは、議会の議事録とかも今文字起こし、手動でしていると思いますけれども、そういうのももちろんAIで全部できるようになりますし、昔はちょっと精度が低かったけれども、これだけAIの学習の速度が上がっているのです、そんなにエラーなくきちんと文字起こしできるようなシステムになってきていますので、そういう人がやる仕事というのはどんどん減っていくでしょうし、役場のスタッフの省力化にもつながってくるのではないのかなというふうに思います。

○9番（土屋美奈子君） 分かりました。すごく削減というか、業務の削減につながるのではないかと、近い将来というふうに私は思います。ただ、これAIは新しく物を考えたりとかできないから、つなぎ合わせというか、間違いが起こるので、それが全て正しいとは限らないので、そこをきちんとできる力というのが職員に求められてくるのだろうというふうに思います。そういった部分で試験とかもあるのだろうし、資格とかもあるのだろうし、スキルアップということに力を入れていっていただきたいなというふうに思います。

最後、デジタルディバイド対策、情報格差についての見解を何点かお伺いしたいと思います。誰一人取り残さないということで進めていかれるわけですが、情報、DXが進んでいくと、やっぱりパソコン持っている人と持っていない人、スマホを買える人と買えない人、通信環境のある人とない人、そういったもの、経済の格差、経済的格差だとか場所の格差だとか、そういったもの

が大きくなって、恩恵を受けられる人と受けられない人という差が開いてきます。どんどん、どんどん社会がデジタル化、DX化というふうに進めていくのだけれども、この格差を解消していくというのが大きな一つの課題というか、新しい課題というふうになってくるというふうに私は思っているのですけれども、この解消に向けて町長の見解、それから取組なんかをお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

DXの進展によってデジタルディバイドが発生するというような話ですけれども、今土屋議員おっしゃっていた2つの論点があると思いますが、1つは例えば高齢者とかでデジタルに不慣れな人の側面と、また経済的な側面でスマホが買えなかったりというような2つの話があったと思いますが、1つ目の高齢者等の不慣れな方に関しては、もちろんデジタル化によって余力が生まれるわけですが、職員の側にも。その生まれた余力を分からない高齢者に振り分けるということで、すなわちDXの進展によって不慣れな人に対応する時間が生み出せるということで解消ができていくのではないのかなというふうには思います。

あと、経済格差に関しては、これは町がどうのこうのという話ではないかもしれませんが、デジタルデバイスに関してはもちろん最新機種は結構高かったりしますが、ちょっと型落ちの機種でも十分な性能を備えて、結構安く、すぐ新機種出ると値段が下がったりする場合がありますし、あとは通信会社もどんどん通信料下げていたりしますので、そういう、もちろん経済的な余力のない場合でもデジタル機器が使えるような社会にはなっているのではないのかなと思いますが、これは町がどうのこうのという話ではないかもしれませんが。

○9番（土屋美奈子君） 分かりました。今後進めていくに当たって、私は進めていくべきだ、進

めていくしかないというふうに思っているのだけでも、こういった高齢者、使いづらさというものなるべく解消していくような施策も考えていただきたいなと思います。使いやすかったら使ってしまうのです。うちの親だって80歳超えているけれども、ユーチューブばかり見ているし、デジタルの写真とかも使ってしまったら、例えばどこかのまちの葉っぱビジネスだってお年寄り、80代、90代がタブレットを持って商売をしているのです、この年になって。使いやすかったら知らないうちに使ってしまうと思うので、10月にもラインの使いやすさも見直しが出てくるようなので、視点を、みんなが、誰一人取り残さないなので、そういう視点だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。最後答弁あれば、よろしくお願ひします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

繰り返しになりますけれども、手段であって、社会を豊かにするのが目的ですので、その点を踏まえてDXは今後も進めていくということでございます。

○議長（藤野博三君） 土屋議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

（「議長、議事進行、6番」の声あり）

○6番（庄 巖龍君） ただいま町長のほうから土屋議員の質問に対して、答弁がございましたけれども、議事録作成につきましてはこれは議会事務局の仕事であって、今議会運営委員会のほうでDX化を進めているということですので、これは町長が答弁すべきことではないと思ひます。その辺について踏み込んだ答弁があったかと思ひますので、これは削除したほうがよろしいかと思ひます。

○議長（藤野博三君） 庄議員に申し上げます。

ただいまの質問の中で確かに町長は議事録作成

に対しても踏み込んで行いましたが、これはDXを推進していく中での答弁の一環であると議長は考えております。この答弁に対しては議長としては削除の必要はなく、そのまま議事録に掲載したほうがよろしいのではないかと考えておりますので、その辺ぜひご理解いただきたいと思ひます。

議事の取扱い上、議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時51分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 先ほど本会議休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） 先ほど本会議休憩中に委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私のほうからご報告を申し上げます。

委員7名の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、意見案4件、閉会中の継続審査調査申出について、他に議長の諸般報告であります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略をさせていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第9、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書ないし日程第12、意見案第4号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める要望意見書までの意見案4件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決に

てご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第4号につきましては、一括上程の上、ご審議をいただくことに決しました。

日程第13、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、意見案4件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案4件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（藤野博三君） この際、諸般の報告を行います。

委員の派遣についてご報告申し上げます。会議規則第73条の規定に基づき民生教育常任委員会より10月10日から13日までの4日間、鹿児島県日置市、佐賀県神埼市に所管事務調査に関わる行政視察のため委員の派遣要求があり、これを承認いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 日程第2、議案第3号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長（中島紀孝君） ただいま上程されました議案第3号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことから、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第10項が一部改正で削られ、同条第11項が第10項に繰り上げられることから、余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条で引用している条文の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第4号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長（中島紀孝君） ただいま上程されました議案第4号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者の研修修了の資格要件が変更されたことに伴い、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容につきましては、個々の研修修了予定者について研修修了期限は課されるものの、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置の無期限化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年余市町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和7年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○6番（庄 巖龍君） これ2年の修了期間ということでございますけれども、それまでは放課後児童に当たる方、有資格者は研修で、どういう資格を何日間で取ると余市町では定められていますか。

○子育て・健康推進課長（中島紀孝君） 6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げます。

研修の内容につきましては、放課後児童支援員の資格研修を取っていただくという形になってございまして、申し訳ございません、研修の期間についてはこちらでちょっと今把握できておりませんので、ご理解願います。

○6番（庄 巖龍君） それでは駄目なのです。この期間がきちんとはつきりしていないと、この2年間で有効にならないのです。きちんと答弁してください。

○議長（藤野博三君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時08分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、庄議員の質疑に対する答弁を求めます。

○子育て・健康推進課長（中島紀孝君） 答弁調整のため貴重なお時間をお借りし、大変申し訳ございませんでした。6番、庄議員のご質問にお答

えいたします。

研修につきましては、1回に4日間ございまして、そちらの4日間の研修を受けていただくと資格が取れるということになってございます。

○6番（庄 巖龍君） 最終的な確認をさせていただきます。

非交付団体であります東京都を抜かした道府県におきまして、こちらのほうが制定をされていると思います。4日間、このお時間も含めた上で、4日間ではなくて、これ時間数なのです、実際。科目がありまして、これはあくまで余市町ではなくて、東京都を抜かした道府県におけるところの4日間で何時間なのか、そこまでお答えください。

○子育て・健康推進課長（中島紀孝君） 6番、庄議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

こちら北海道が行っております放課後児童支援員の認定資格研修でございますけれども、研修の時間といたしましてはトータルで24時間となっております。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第5号 余市町下水道事業の設置等に関する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（樋口正人君） ただいま上程されました議案第5号 余市町下水道事業の設置等に関する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の公共下水道は、令和6年4月1日より地方公営企業会計に移行するに当たり、地方公営企業法第4条の規定に基づきまして地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項等は条例で定めることとされていることから、このたび余市町下水道事業の設置等に関する条例制定の提案を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町下水道事業の設置等に関する条例案。

余市町下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町下水道事業の設置等に関する条例。

（下水道事業の設置）

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1

条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の処理区域、面積及び計画人口は、次に掲げるとおりとする。

（1） 処理区域 大川町1丁目から20丁目まで、黒川町1丁目から5丁目まで、黒川町8丁目から20丁目まで、富沢町4丁目から12丁目まで、沢町1丁目から4丁目まで及び入舟町のそれぞれの全区域

黒川町6丁目から7丁目まで、富沢町1丁目から3丁目まで、富沢町13丁目から14丁目まで、沢町5丁目から6丁目まで、港町、梅川町、浜中町、朝日町、美園町、山田町、黒川町、栄町及び登町のそれぞれの一部区域

（2） 面積 668.6ヘクタール

（3） 計画人口 1万2,830人

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（会計事務の処理）

第5条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（1） 公金の収納又は支払に関する事務

（2） 公金の保管に関する事務

(3) 帳票の管理に関する事務

次のページをお開き願います。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(余市町公共下水道設置条例及び余市町公共下

水道事業基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 余市町公共下水道設置条例(昭和56年余市町条例第4号)

(2) 余市町公共下水道事業基金条例(平成28年余市町条例第20号)

(余市町特別会計条例の一部改正)

3 余市町特別会計条例(昭和39年余市町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次の各号に掲げる特別会計」を「国民健康保険特別会計」に、「当該各号に定める目的」を「国民健康保険事業」に改め、同条各号を削る。

第2条中「前条各号」を「前条」に改める。

以上、議案第5号につきましてその概要を申し上げましたので、ご審議、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○6番(庄 巖龍君) 第4条についてお聞きいたします。

下水道の設置に当たりまして、土地の買収に当たりまして、民間のところの場合はこちらのほうの金額において民間の所有者と折衝するということで理解してよろしいでしょうか。

○下水道課長(樋口正人君) 6番、庄議員のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

重要な資産である一定額以上の動産、不動産や一定面積以上の土地を取得する、または処分する場合は、予算で定めなければならないというふうな規定でございます。一定額及び一定面積については、地方公営企業法施行令により町村の場合が700万円以上、5,000平方メートル以上と定めているそれぞれの数値を適用した中で管理運営をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町下水道事業の設置等に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第5、議案第6号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（樋口正人君） ただいま上程されました議案第6号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

下水道使用料は、これまで消費税及び地方消費税につきましては納税計算上内税扱いとして処理をしておりましたが、消費税法の改正に伴いまして令和5年10月よりインボイス制度が導入され、取引に当たっての消費税及び地方消費税を明確にすることがより求められているところでございま

す。つきましては、現行の料金表を消費税及び地方消費税を除きたいいわゆる税抜き表示とし、条文におきましては消費税等を加算する外税方式への改正をいたすものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案。

余市町下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町下水道条例の一部を改正する条例。

余市町下水道条例(昭和63年余市町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「別表に定めるところにより算定」の次に「した額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

区分、一般用、基本料金、汚水量7立方メートルまで、料金1,368円、超過料金（1立方メートルにつき）195円。区分、公衆浴場用、基本料金、汚水量100立方メートルまで、料金2,181円、超過料金（1立方メートルにつき）21円。

附則

この条例は、令和6年7月1日から施行し、令和6年7月調定分から適用する。

以上、議案第6号につきましてその概要をご説明申し上げますので、何とぞご審議、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、議長を除く議員15名をもって構成する余市町下水道条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案については議長を除く議員15名をもって構成する余市町下水道条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託申し上げることに決しました。

なお、本会議終了後、301、302号会議室において本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

○議長（藤野博三君） 日程第6、議案第7号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第7号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の水道料金等の消費税及び地方消費税の取扱いにつきましては、現在内税として処理しておりますが、消費税法の改正により本年10月から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入され、取引に当たって消費税額を明確にする必要が生じているところでございます。これら動向を踏まえ、余市町水道事業給水条例において水道料金等の消費税課税対象となる料金について条例に定めのある金額に消費税及び地方消費税を加える旨を明示し、これを利用者にご負担いただく

外税方式に改めることにより、消費税額を明確にする条例の一部改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案。

余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

余市町水道事業給水条例（昭和39年余市町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「工事費は次の合計額」を「工事費の額は、次に掲げる費用の額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

第26条中「定めるとおり」を「定める基本料金と超過料金との合計額に消費税相当額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、令和6年7月1日から施行し、この条例による改正後の余市町水道事業給水条例第26条に規定する料金は、令和6年7月調定分から適用する。

（工事費についての経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの申込みに係る給水装置工事の工事費については、この条例による改正前の余市町水道事業給水条例の規定の例により算定する。

以上、議案第7号につきまして提案理由のご説

明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧をいただきたく存じます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、議長を除く議員15名をもって構成する余市町水道事業給水条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案については議長を除く議員15名をもって構成する余市町水道事業給水条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることに決しました。

なお、本会議終了後、301、302号会議室において本特別委員会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

○議長（藤野博三君） 日程第7、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されました議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます規約の変更につきましては、後志広域連合が新たに北海道市町村職員退職手当組合へ加入することに伴い北海道市町村職員退職手当組合格約別表を変更する必要があるが生じたため、本案を提出するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

令和5年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「後志広域連合」を加える。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第8号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして規約の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○6番（庄 巖龍君） 余市町は今まで退職手当については従来どおりやっておりますが、この時期になってこういうような加盟をするようになった理由につきましてお聞きします。

○総務課長（越智英章君） 6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げます。

後志広域連合がこの時期になぜ加入したかということにつきましては、理由についてはご連絡いただいております。あくまでも後志広域連合が

北海道市町村職員退職手当組合のほうに参加の希望を出したということで構成町村である各町村、その他構成団体について議決を求めているものがございます。

○6番（庄 巖龍君）では、本町のほうから加入を申し出たというように理解してよろしいのですか。

○総務課長（越智英章君）6番、庄議員の再度のご質問に答弁いたします。

余市町から後志広域連合に対して加入を促進したという事実はございません。あくまでも後志広域連合が市町村退職手当組合のほうに参加を希望しているということでございます。

○議長（藤野博三君）他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第8、認定第1号 令和4年度余市町水道事業会計決算認定についてを

議題といたします。

お諮りいたします。本案については、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員14名をもって構成する令和4年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案については議長並びに議会選出の監査委員を除く議員14名をもって構成する令和4年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることになりました。

なお、ただいま設置されました特別委員会に対しては、審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま設置されました特別委員会に対し、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、本会議終了後、301、302号会議室において本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第9、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書、日程第10、意見案第2号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める要望意見書、日程第11、意見案第3号 下水サーベイランス事業の実施を求める要望意見書、日程第12、意見案第4号 脱炭素と自然再興に貢献する

サーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める要望意見書の以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第9ないし日程第12を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第4号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 下水サーベイランス事業の実施を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第13、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和5年余市町議会第3回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時43分

上記会議録は、細川書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 4番 佐 藤 剛 司

余市町議会議員 5番 内 海 冨美子

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍